

第五条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年財務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の四第一項を次のように改める。

施行令第四十六条の八の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、その者が最後に入国した日までに国内（酒税法の施行地をいう。第三項において同じ。）以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき確認ができる次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、同日から起算して六月前の日以後に作成されたものに限る。）のいずれかとする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード（同項第三号に規定する転出の予定年月日が記載されたものに限る。）

二 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明

三 戸籍の附票の写し

第三十七条の四の六から第三十七条の四の九までを次のように改める。

（酒類購入記録情報の提供方法等）

第三十七条の四の六 施行令第四十六条の八の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、当該免税対象酒類の税率の適用区分（品目を含む。）及び当該区分ごとの数量とする。

2 施行令第四十六条の八の二第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第八項に規定する国税庁長官の定める方法により輸出酒類販売場（法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。第五項、次条第一項及び第三十七条の四の十において同じ。）を経営する酒類製造者の氏名又は名称を明らかにして酒類購入記録情報（法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 同 上

第三十七条の四の四第一項を次のように改める。

施行令第四十六条の八の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、その者が最後に入国した日までに国内（酒税法の施行地をいう。第三項において同じ。）以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき確認ができる次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、同日から起算して六月前の日以後に作成されたものに限る。）のいずれかとする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード（同項第二号に規定する転出の予定年月日が記載されたものに限る。）

二 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明

三 戸籍の附票の写し

第三十七条の四の六から第三十七条の四の九までを次のように改める。

（酒類購入記録情報の提供方法等）

第三十七条の四の六 施行令第四十六条の八の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、当該免税対象酒類の税率の適用区分（品目を含む。）及び当該区分ごとの数量とする。

2 施行令第四十六条の八の二第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第八項に規定する国税庁長官の定める方法により輸出酒類販売場（法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。第五項、次条第一項及び第三十七条の四の十において同じ。）を経営する酒類製造者の氏名又は名称を明らかにして酒類購入記録情報（法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報

をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を送信する方法とする。

3 前項に規定する方法により酒類購入記録情報を提供する場合における当該酒類購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

4 前二項に定めるもののほか、施行令第四十六条の八の二第七項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

5 消費税法施行規則第六条の四第五項及び第六項の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場を経営する酒類製造者による酒類購入記録情報及び税関確認情報（同条第三項に規定する税関確認情報をいう。）の保存について準用する。この場合において、同令第六条の四第五項中「令第十八条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報をいう。次項において同じ。）」と、「法第八条第三項」とあるのは「同法第八十七条の六第三項」と、「次項及び第九条第七項」とあるのは「次項」と、同条第六項中「令第十八条第十項及び前項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十七条の四の六第五項において準用する前項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「輸出物品販売場を経営する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。）を経営する酒類製造者（同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「同条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と読み替えるものとする。

（承認送受信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等）

第三十七条の四の七 消費税法施行規則第九条第四項の規定は、施行令

をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を送信する方法とする。

3 前項に規定する方法により酒類購入記録情報を提供する場合における当該酒類購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

4 前二項に定めるもののほか、施行令第四十六条の八の二第七項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

5 消費税法施行規則第六条の四第五項及び第六項の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場を経営する酒類製造者による酒類購入記録情報及び税関確認情報（同条第三項に規定する税関確認情報をいう。）の保存について準用する。この場合において、同令第六条の四第五項中「令第十八条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報をいう。次項において同じ。）」と、「法第八条第三項」とあるのは「同法第八十七条の六第三項」と、「次項及び第九条第七項」とあるのは「次項」と、同条第六項中「令第十八条第十項及び前項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十七条の四の六第五項において準用する前項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「輸出物品販売場を経営する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。）を経営する酒類製造者（同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「同条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と読み替えるものとする。

（承認送受信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等）

第三十七条の四の七 消費税法施行規則第九条第四項の規定は、施行令

第四十六条の八の三第一項の規定により承認送受信事業者（同項に規定する承認送受信事業者をいう。次項並びに第三十七条の四の十第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）が委託を受けて事務を行う当該輸出酒類販売場に係る法第八十七条の六第二項前段の規定による酒類購入記録情報の提供について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第四項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の三第一項」と、「輸出品販売場に係る法第八十七条の六第二項前段」とあるのは「輸出品販売場に係る法第八十七条の六第二項前段」とあり、同法第八十七条の六第二項前段に規定する輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。第七項において同じ。）に係る同法第八十七条の六第二項前段」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。第七項において同じ。）」と読み替えるものとする。

2 消費税法施行規則第九条第七項（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の三第一項の規定により承認送受信事業者が委託を受けて事務を行う酒類購入記録情報の提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。第三十七条の四の十第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第七項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の三第一項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「提供等につき」とあるのは「提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。以下この項において同じ。）につき」と、「輸出品販売場を経営する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。）」と、「譲渡した免税対象物品に係る法第八十八条第三項後段」とあるのは「販売するために移出した免税対象酒類（同法第八十七条の六第一項に規定する免税対象酒類をいう。）に係る同法第八十七条の六第三項後段」と読み替えるものとする。

第三十七条の四の八及び第三十七条の四の九 削除

第四十六条の八の三第一項の規定により承認送受信事業者（同項に規定する承認送受信事業者をいう。次項並びに第三十七条の四の十第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）が委託を受けて事務を行う当該輸出酒類販売場に係る法第八十七条の六第二項前段の規定による酒類購入記録情報の提供について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第四項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の三第一項」と、「輸出品販売場に係る法第八十七条の六第二項前段」とあるのは「輸出品販売場に係る法第八十七条の六第二項前段」とあり、同法第八十七条の六第二項前段に規定する輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。第七項において同じ。）に係る同法第八十七条の六第二項前段」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。第七項において同じ。）」と読み替えるものとする。

2 消費税法施行規則第九条第七項（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の三第一項の規定により承認送受信事業者が委託を受けて事務を行う酒類購入記録情報の提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。第三十七条の四の十第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第七項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の三第一項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「提供等につき」とあるのは「提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。以下この項において同じ。）につき」と、「輸出品販売場を経営する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。）」と、「譲渡した免税対象物品に係る法第八十八条第三項後段」とあるのは「販売するために移出した免税対象酒類（同法第八十七条の六第一項に規定する免税対象酒類をいう。）に係る同法第八十七条の六第三項後段」と、「納税地」とあるのは「当該酒類製造者の消費税に係る納税地」と読み替えるものとする。

第三十七条の四の八及び第三十七条の四の九 削除